

こども福祉医療費助成の対象年齢を拡大します

こども福祉医療費助成の対象年齢を、令和5年度から高校生世代（満18歳に達する年の年度末まで）まで拡大します。

※所得制限はなく、就職している場合等でも助成対象となります。

1. 対象者 【変更前】小学生から中学生
 【変更後】小学生から**高校生世代**
2. 助成方法 高校生世代は**償還払い**（令和5年8月1日より申請受付開始）
申請のときは、領収書と受給者証を窓口に提出してください。
3. 助成対象 **令和5年4月1日診療分**より適用
4. 自己負担額 同一月、同一医療機関あたり、1日800円、2日以上1,600円
※薬局分は自己負担なし

【注意事項】

- ①健康保険により支給される高額療養費及び付加給付金がある場合は、その額を控除した額が支給対象となります。
- ②予防接種、文書料、差額ベット代など健康保険適用外の費用は、支給の対象にはなりません。
- ③福祉医療制度適用により支給された医療費については、所得税法による医療費控除は受けられません。

【申請窓口】

- ①市民課 ②美津島行政サービスセンター ③中対馬振興部住民生活課
- ④峰行政サービスセンター ⑤上県行政サービスセンター ⑥上対馬振興部住民生活課

【お問合せ先】 対馬市福祉事務所 こども未来課 ☎0920-58-1117